

### 重度の障がい者・高齢者の方へ 令和7年度分「矢板市福祉タクシー利用券」交付

重度の障がい者・高齢者の方を対象に、タクシー料金の一部を助成する「矢板市福祉タクシー利用券」を交付します。

受付期間／3月19日(水)～(土・日・祝日を除く)

受付時間／8:30～12:00・13:00～17:15

対象者／

受付場所／社会福祉課窓口

	対象	交付枚数	助成金額	必要なもの
①	身体障害者手帳の等級が1級または2級の方 3級で下肢または体幹の機能障がいがある方	48枚/年	1枚当たり 500円  *1回の乗車で最大 3枚まで使用可	・①～③の対象となる手帳 *コピー不可
②	療育手帳の等級がA1またはA2の方			
③	精神障害者保健福祉手帳の等級が1級 または2級の方			
④	80歳以上の方	24枚/年		・本人確認書類(マイナンバーカードなど) *コピー不可

そのほか／

- ・交付申請は毎年度必要で、年度1回限りです。
- ・紛失など、いかなる理由があっても再発行しません。
- ・代理申請の場合は、申請者の手帳または本人確認書類、および代理人の本人確認書類が必要です。
- ・「矢板市福祉タクシー利用券」を利用できるタクシー事業者については、市ホームページをご確認ください。

- ・80歳以上の高齢者として申請した場合、年度途中で①～③の対象となる手帳を取得しても、新たに申請することはできません。

申請・問い合わせ／

社会福祉課 ☎ (43) 1116

FAX (43) 5404



詳しくはこちら

### 野良猫とのつきあい方について

野良猫にエサを与えると飼い主と見なされ、「終生飼養」の責任が生じます。また、増えた猫のフンや鳴き声などによりご近所に迷惑が掛かるかもしれません。責任ある行動をお願いします。

お願い／

- ・犬や猫の飼い主の方は、適正なしつけを必ず行ってください。特に、鳴き声によるトラブルが目立ちます。
- ・飼い猫は、行方不明や交通事故・感染症を防ぐために、**室内飼い**に努めてください。
- ・動物を捨てることは犯罪です。
- ・飼い犬や猫が**迷子**になったら、すぐに**栃木県動物愛護指導センター ☎028(684)5458**に連絡してください。

#### 【野良猫による被害にお困りの方へ】

近年、野良猫に関する被害や相談が多数寄せられています。防衛策として、市では猫よけ器の貸し出しを実施しています。貸し出しの予約は、生活環境課窓口または電話で受け付けています。

期間／貸し出しを受けた日から21日以内

\*貸し出しは、1世帯につき同一年度において1回限り

台数／2台まで

費用／無料

(猫よけ器に必要な電池はご自身でご用意ください)

問い合わせ／生活環境課 ☎ (43) 6755



あんしん価格

椿の花斎苑

### 家族葬・一般葬

※少人数のお葬式には、家族葬専門の「矢板ホール」をおすすめします。  
少人数～15名様くらいがちょうどいい式場です。

※ゆったり式場「椿の花斎苑」は、家族葬、一般葬ができる式場です。  
ワンフロアで家族葬・一般葬。(左写真)

お葬式のご相談賜ります(無料)

小さな葬儀社 ①

矢板市片岡1913-25

電話 0287(48)6785



『矢板創生推進交付金』で、地域課題に取り組む行政区を応援します

矢板市総合戦略で掲げている基本目標の実現を目指すため、行政区が抱える地域課題の解決を図る活動の中で、特に先駆的な取り組みに対し支援を行います。

対象／各行政区が実施する事業・複数の行政区の共同事業・民間事業者や団体等と連携して実施する行政区の事業

【申請スケジュール】

事前相談／5月7日(水)～30日(金)

申請期間／6月2日(月)～30日(月)

\*申請には事前相談を受ける必要があります。

\*申請検討の相談は随時受け付けています。

選考結果の通知／7月ごろ

申請・問い合わせ／

総合政策課 ☎(43)1112

【矢板創生推進交付金の仕組み】

地域で抱えている問題への取り組み

空き家 耕作放棄 森林荒廃 鳥獣被害  
担い手不足 高齢者・子育て支援など



詳しくはこちら

姉妹都市「笠間市」と交流する市内団体を募集します

姉妹都市である茨城県笠間市との交流活動を推進するため、笠間市との交流事業を行う市内の団体に対し、姉妹都市交流事業費交付金を交付します。

対象／次に当てはまる方が所属する6人以上の市民団体など

- ・市内小・中・高校の児童生徒および指導者
- ・市内在住の社会人(大学生を含む)
- ・そのほか、市長が特に認めた者

対象事業／

- ① 矢板市団体の笠間市訪問による交流事業
- ② 笠間市団体の矢板市訪問による交流事業

交付金額／事業の必要経費の2分の1で、上限10万円  
\*1 団体において年度内の対象事業を各1回まで、計2回の交付を限度とし、食糧費(飲食代)は補助対象外とします。

申請期間／4月1日(火)～30日(水)

そのほか／申請が少ない場合は、予算の範囲内で随時受け付けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ／

総合政策課 ☎(43)1112



詳しくはこちら

公費負担による子宮頸がんワクチン(HPVワクチン)接種について

キャッチアップ接種期間中の3年間(令和4～6年度)に1回以上接種している方については、期間終了(令和7年3月31日)後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置が設けられます。

また、令和6年度に定期接種から対象外となる方(平成20年度生まれ)も同様に経過措置の対象となります。

対象／平成9年4月2日生まれ～平成21年4月1日生まれの女子で、令和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方。

\*令和7年4月1日以降に1回目の接種をされる方は公費負担の対象となりませんのでご注意ください。

経過措置期間／令和8年3月31日まで

そのほか／

- ・令和7年4月1日以降、経過措置期間に2回目または3回目の接種をされる方は、過去の接種履歴をあらかじめご確認(母子健康手帳など)の上、医療機関にご予約を入れてください。
- ・詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

問い合わせ／

子ども課 ☎(44)3600



詳しくはこちら



4月は固定資産税縦覧期間です

(1) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産納税者は、「自己の土地または家屋の価値」のほか、「市内のほかの土地または家屋の価値」を確認することができます。

縦覧期間／4月1日(火)～30日(水)

8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

手数料／無料 \*帳簿のコピーはできません。

固定資産の縦覧ってなんだろう？

「縦覧」とは、固定資産に限られ使用される言葉で、自分の土地・家屋とほかの方の土地・家屋の評価額を比較し、自分の土地・家屋の評価額が公正・適正であるかを確認してもらう制度です。



縦覧できる方	縦覧できる内容	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税納税者</li> <li>・納税管理人</li> <li>・納税者と同居の親族</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税(土地)の納税者→土地価格等縦覧帳簿</li> <li>・固定資産税(家屋)の納税者→家屋価格等縦覧帳簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の納税通知書、または課税明細書</li> <li>・縦覧者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の代理人</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の納税通知書、または課税明細書</li> <li>・代理人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)</li> <li>・委任状</li> </ul>

(2) 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳(縦覧帳簿に記載された事項・課税標準額★1など)を確認することができます。

閲覧期間／通年8:30～17:15 \*土日・祝日・年末年始を除く

手数料／300円 \*縦覧期間中のみ無料

- ★1 土地や家屋の評価額に特例措置などを加味したもので、これに税率を掛けたものが税額となります。
- ★2 市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が土地30万円・家屋20万円・償却資産150万円未満で、固定資産税が課税されない方

閲覧できる方	閲覧できる内容	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 固定資産税の納税義務者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者</li> <li>免税点未満の所有者★2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該納税義務に係る固定資産</li> <li>・納税者の納税通知書、または課税明細書</li> <li>・本人確認書類(マイナンバーカードなど)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>② 借地人</li> <li>③ 借家人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借地権、その他の使用、または収益を目的とする権利(対価の支払いあり)を有する方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該権利の目的である土地</li> <li>当該権利の目的である家屋とその敷地である土地</li> <li>・賃貸借契約書の原本</li> <li>・本人確認書類(マイナンバーカードなど)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 固定資産の処分をする権利を有する方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該権利の目的である資産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お問い合わせください</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①～④の代理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委任された固定資産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の①～④に該当する書類</li> <li>・委任状</li> <li>・代理人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)</li> </ul>

縦覧・閲覧場所／税務課(市役所本館2階)

問い合わせ／税務課 ☎(43)1115

### 退職時の国民年金手続きは お済みですか？

●会社を退職したときは国民年金の届出が必要です！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職したときは、第2号被保険者(厚生年金)から第1号被保険者(国民年金)への変更の届出が必要となります。①年金番号がわかるもの②資格喪失証明書や退職証明書をお持ちの上、市民課でお手続きください。

\*第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)であった方についても、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出が必要となります。

●保険料の免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。国民年金の加入や免除はマイナポータルから電子申請で手続きができます。詳しくはホームページをご確認ください。

問い合わせ／

市民課  
☎(43) 1117  
大田原年金事務所  
☎(22) 6311



HPはこちら

### 献血にご協力ください

日時／3月26日(水)  
10:00～11:45  
13:00～16:00

場所／市保健福祉センター東側駐車場  
\*移動献血バスで行います。

内容／全血献血のみ 200ml・400ml  
問い合わせ／

健康増進課 ☎(43) 1118



### 舗装改良工事を実施します

舗装の老朽化対策や防災・減災対策の取り組みの一環として舗装改良工事を実施します。通行の支障となる場合もありますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事場所／市道末広町5号線(舗装改良工事)

工事期間／8月1日まで

そのほか／実際の工事着手は看板などでお知らせします。

問い合わせ／

建設課 ☎(43) 6212



### 税金は納期限までに納めましょう ～滞納、見逃しません！～

納期限までに税金が納められないときは、督促状が發布されます。

発布日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、預貯金・給与・保険・土地・建物・自動車の差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。病気や失業など、特別な事情で期限内に納められない時は、ご相談ください。



▲車などを差押えるときは、タイヤをロックします。

問い合わせ／

税務課 ☎(43) 1115

### 苦手を克服 WORK READINESS セミナー

とちぎ県北若者サポートステーションでは、働くことに悩みを抱えている49歳以下の方を対象にセミナーを実施しています。

就職活動への不安を抱えている方、ぜひご活用ください。

日時／3月8日(土)

13:30～15:30

場所／生涯学習館 研修室2

定員／20人 \*先着順

講師／キャリアカウンセラー

内容／苦手なことへの向き合い方や克服について学び、就職活動に役立ちます。

対象／求職中の49歳以下の方

参加費／無料

申込方法／

開催前日までに、電話または申込フォームからお申込みください。

申込・問い合わせ／

とちぎ県北若者サポートステーション  
☎080(8747)8663



申込フォーム

### こころの相談

人間関係やストレスなど、さまざまな悩みや不安をお持ちの方を対象に、心理カウンセラーによるこころの相談を随時行っています。ひとりで抱え込まず、お気軽にご相談ください。

場所／市保健福祉センター

内容／対人関係・不眠・不安などの悩みや思春期・認知症・アルコール・薬物に関することなど

申込方法／事前予約が必要です。窓口または電話でお申し込みください。\*日時などは、予約時に調整させていただきます。

申込・問い合わせ／

健康増進課 ☎(43) 1118

### やいた桜フェスティバル

桜咲く長峰公園で「やいた桜フェスティバル」を開催します。たくさんの方のご来場をお待ちしています。

日時／4月5日(土) 11:00～19:00

\*天候により中止の場合があります。

場所／長峰公園

内容／ステージイベント・キッチンカー・マルシェ販売など

問い合わせ／

市観光協会 ☎(47) 4252 \*第1・3火曜定休



### まちのあかり朗読会 「春分のあかり」

「矢板市に集う人たちの心に温もりを届ける」をコンセプトに活動している「まちのあかり」による大人の方が楽しめる朗読会を開催します。ぜひご参加ください。

日時／3月23日(日) 15:00～

\*1時間程度

場所／矢板武記念館 母屋

内容／・「雪女」 小泉八雲 作

・「さすらいの駅わすれもの室」より

「指輪の春」 今井雅子 作

・「十二支のはじまり」

にほんむかしばなし

定員／25人程度 \*予約不要

参加費／無料

入館料／150円 \*学生以下無料

問い合わせ／

生涯学習課 ☎(43) 6218

### 長峰公園ライトアップ

桜やつつじが見頃の期間にライトアップを行います。

期間／

3月21日(金)～5月11日(日)

点灯時間／18:00～21:00

問い合わせ／

商工観光課 ☎(43) 6211



### 矢板武記念館 シダレザクラライトアップ

日時／開花状況に応じて実施します。

点灯時間／日没～19:30

期間中の開館時間／3月 10:00～19:30

4月 9:30～19:30

場所／矢板武記念館 庭園

入館料／150円 \*学生以下無料

そのほか／

・期間中は無休です。

・開花状況については、市デジタルミュージアムにて随時お知らせします。



開花状況はこちら

関連イベント【観桜会】

市文化協会所属団体による茶会・華展を行います。

日時／3月30日(日) 10:00～15:00

場所／矢板武記念館 母屋

参加費／300円 \*別途入館料がかかります。

問い合わせ／生涯学習課 ☎(43) 6218

### 駅からハイキング



矢板の桜と歴史を楽しみながら、のんびりと散策しませんか。

13日(日)はコースにある木幡神社で春の例大祭が行われるので、併せてお楽しみください。

期間／4月11日(金)～13日(日)

受付時間／9:00～11:00

受付場所／矢板駅西口

内容／市内の桜と歴史を満喫する4時間程度のコースです。

問い合わせ／

市観光協会 ☎(47) 4252

\*第1・3火曜定休





**EVE<sup>Q</sup>IA**

UV式空間除菌 EVERIA(エブリア)

紫外線(UV-C)の力で空気を徹底除菌!!

**月額9,900円からはじめる空間除菌**

1か月単位または1回(1週間以内)単位でご使用いただける環境機器です。ぜひ、皆様の職場でご活用ください。

株式会社薄井技研 TEL: 0287-47-7591 メール: s-usui@usui-giken.com

**環境機器のレンタル**

詳しくはこちらをご覧ください



<https://usui-giken.com/subscription/index.html>

4 月の各種相談日・休日当番医

●各種相談【無料】

相談種類	日にち	時間	場所	問い合わせ
人権相談	8日(火)	9:30~12:00	市保健福祉センター	総務課 ☎(43) 1113
法律相談	17日(木)	9:00~12:00	矢板公民館	社会福祉協議会 ☎(44) 3000
心配ごと相談	1・15・22日(火)	9:00~12:00		秘書広報課 ☎(43) 3764
行政相談	15日(火)	9:00~12:00		生活環境課 ☎(43) 3621
消費生活相談	月~金(祝日を除く)	9:00~12:00 13:00~16:00	消費生活センター (生活環境課内)	健康増進課 ☎(43) 1118
健康栄養相談	28日(月)	9:00~12:00 13:00~16:00	市保健福祉センター	社会福祉課 ☎(43) 1116
ひきこもり相談	9日(水)	13:30~14:30 15:00~16:00	矢板公民館 1階 団体事務室	子ども課 ☎(44) 3600
乳幼児健康相談	4日(金)・14日(月)	ご予約時にお知らせします。	市保健福祉センター	(公社) 県宅地建物取引業協会 ☎0287(62) 6677
不動産相談	7日(月)	13:30~15:30		

●休日・救急当番医

診察の内容・時間帯は患者さんの状態や医療機関によりますので、必ず電話でご確認の上、受診してください。

日にち	9:00~12:00 / 14:00~17:00	17:00~19:00	18:30~21:00
6日(日)	村井医院 ☎(43) 0064	塩谷病院 ☎(44) 1155	診療室くろす ☎028(682) 8811
13日(日)	村井胃腸科外科クリニック ☎(40) 3055		診療室しおや ☎(44) 1155
20日(日)	矢板南病院 ☎(48) 2555		診療室くろす ☎028(682) 8811
27日(日)	後藤医院 ☎(44) 2323		
29日(祝・火)	上田医院 ☎(43) 7766		

\*土曜日は、年間を通じて診療室くろすで行います。(18:30~21:00)

\*院内感染を避けるため、院内ではマスクの着用をお願いします。

4 月の窓口案内

●マイナンバー休日窓口 予約制

19日(土) 9:00~12:00

市民課 ☎(43) 1117

●延長窓口(市民課・税務課の一部業務)

毎週水曜日(祝日の場合は木曜日)は19:00まで延長しています。

2・9・16・23・30日

市民課 ☎(43) 1117 税務課 ☎(43) 1115

選挙管理委員会からのお知らせ

●引っ越したら、住民票を移しましょう

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮やアパートなどが住所地となります。住民票は、選挙人名簿などの各種登録や行政サービスにつながる大切な情報です。忘れずに住所異動届(転入・転出)を提出しましょう。

【ご注意ください】

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。異なる市区町村に転出した方で、住民票を移していない、または住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地での投票はできません。

●選挙管理委員の就任

選挙管理委員会委員の任期満了に伴い、令和6年矢板市議会定例会第399回定例会議において選挙が行われ、佐藤 通芳さん・青柳 勝次さんが再任し、齋藤 純一さん・田城 国久さんが新たに就任しました。任期は、令和7年1月29日~令和11年1月28日の4年間です。

また、1月29日に選挙管理委員会が開催され、佐藤通芳さんが委員長に、青柳勝次さんが委員長職務代理者に決定しました。

選挙管理委員会は、市議会議員および市長の選挙を管理し、国・県の選挙に関する事務を行うほか、選挙人名簿の作成・管理を行います。

問い合わせ/選挙管理委員会事務局 ☎(43) 6219

Q 広報クイズ&アンケート

「広報やいた3月号」を読んで○に入る文字を答えよう。正解者の中から抽選でプレゼントが当たります。当選者には引換券を発送します。(商品の発送はしません)引換券を指定の場所に持参し、プレゼントと交換してください。

●広報クイズ

Q 特集「一人ひとりの健幸づくり」で紹介した「矢板市文化スポーツ複合施設」は、まもなくオープン何周年を迎えるでしょうか?

「○周年」(数字1文字)

●アンケート

- Q1 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
- Q2 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- Q3 市内で活躍されている方、おすすめのお店などがありましたらお聞かせください。
- Q4 広報に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

●応募は申込フォームから

二次元コードを読み取って簡単に応募できます。



●応募締切: 3月25日(火)

PRESENT 今月のプレゼント

森戸酒造

十一正宗 720ml  
(10名様)

2024年に創業150周年を迎え、記念して醸造した特別純米酒です。



森戸酒造(株)  
☎(43) 0411  
矢板市東泉 645



\*20歳未満の方の応募はご遠慮ください。

広報クイズのプレゼントを提供していただけるお店を募集しています。詳細は秘書広報課までお問い合わせください。

**とちそうの家族葬**

とちそうは2~3名の家族で送る葬儀から30名くらいの家族葬までおこなっています



**とちそうの特徴**

- できるだけ費用のかからない明朗会計資格を持った事前相談員がご希望の葬儀をご提案致します(無料)
- 亡くなられましたら会員は県内の病院・施設から無料で搬送(直送除く)
- 駐車場から室内すべてバリアフリーなので車椅子でも安心
- ご希望によりピアノの生演奏や故人の生涯を映像にしてお別れをします

**保冷カプセルが保ちます**

大切な方がお亡くなりになってから火葬まで故人の尊厳と美しさをそのまま保ちます。お顔が変わったり匂いが出ることはありません



**とちそう 翼ホール**  
株式会社とちそう  
0287-43-4777(代)

**爆生!!お笑い** 2025年3月23日(日)

宇都宮市文化会館(大ホール)

1回目 11:30開演 全席 4,500円(税込)

2回目 15:00開演 指定 ※3歳以上有料、3歳未満入場不可

宇都宮市文化会館プレイガイド ☎028-634-6244  
栃木県総合文化センタープレイガイド ☎028-643-1013  
FKDショッピングプラザ宇都宮店 3F ☎028-623-5269

チケットぴあ・ローダーチケットプラスでも取扱い中!!

【電話注文・お問合せ】イズム TEL: 048-872-1113 (平日:11:00~17:00)

Pay Forward Pay Forwardで「つなぐ」「つながる」

**"やいた"のご当地アプリ登場!**

加盟店募集中

お客様にイベントや商品情報などお得な情報を即時配信

活動報告などの情報発信としてもご利用出来ます!

Vesta info@vesta8.com ☎0287-46-5180

